

2008年9月29日

日 本 銀 行

## 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近における米ドル市場の流動性の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

### 記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成20年9月18日決定）の有効期限を平成21年4月30日まで延長すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成20年9月18日決定）の有効期限を平成21年4月30日まで延長するとともに、別紙のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成20年9月18日決定）中、4. に定める為替スワップ取極の有効期限を平成21年4月30日とするとともに、5. に定める引出限度額を1,200億ドルに増額し、これに沿ってニューヨーク連邦準備銀行と

の間のスワップ取極の内容を一部変更すること。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局	坂 本 ( 03-3277-2800 )
	中尾根 ( 03-3277-3768 )
金 融 市 場 局	千 田 ( 03-3277-1244 )
	福 田 ( 03-3277-1272 )

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」  
中一部改正

2. を横線のとおり改める。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先、同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先または「短期国債売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)に基づいて選定された売買対象先で、かつ、米ドル資金供給オペレーションにかかる米ドルを本行との間で受渡しするために使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先(ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含む。)から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

(附則) この一部改正は、本日より実施する。